

ゴミ収集人夫八人・溝渠人夫四人を常雇して隔日のゴミ処理と一カ月ごとの溝さらえに従事させた。しかし、この程度の清掃体制では効果を發揮せず、市街の下水道は至る所に汚物を止め、腐敗発酵して悪臭を発する不衛生な状態のまま放置されていた。

火災・風水害と
消防組の設置

明治時代の松山地域の主な干害・風水害と火災は、表一―三―八のとおりである。

明治六（二六）年の干ばつは県下一円に深刻な水飢きんをもたらし、稲播種の養水も得ることができない状態であり、たまたま泉水を汲んで田植えをしても生育しない状況となった。

八月二九日の慈雨は暴風雨に変わり、重信川など各河川が氾濫して、各地に甚大な被害を与えた。

一七年八月二五日西日本を襲った台風は、高潮による被害をもたらした。なかでも温泉郡山西村の大可賀新田では、午後一時ごろ、高潮のため北西の堤防が一時に決壊、一帯は潮が充満し、戸数約七〇戸のうち溺死者五人、家屋の流失四九戸、田畑流失五三畝の被害を一瞬のうちにこうむり、部落壊滅の大惨状となった。

火災では、一三年一月一六日魚町三丁目から出火、一〇三軒を焼失して死傷者六人を出した古町の大火があった。二五年三月一五日には南八坂町西手の民家から出火、強い西風におおわれて五〇戸余を延焼する大火となった。市では、慈善家の義援金を得て被災者を救助した。

この火災を教訓にして、同年一月市会の決議により「水火防組設置規則」を定めた。組織は甲・乙の二種、甲は各町の住民出役で従来の慣行により編成、乙は市役所付属で古町・外側の二組に分け、それぞれ頭取一人・肝煎二人・伝令使一人・組頭六人・水火防夫六〇人の合計七〇人で編成されていた。市では腕用ポンプ各一台を配備するとともに、水火防費六六九円を計上して組員の防災または演習の出動手当にあてた。市の水火防組は県内最初の公設消防組織であり、二六年一〇月一日の豪雨による石手川増水に出動して、土のうの製造や樹木の伐

表1-3-8 明治時代の主な火災・風水害

年月日	災害	被害状況
明治 3. 閏10. 25	火事	三の丸焼失
6. 6~ 7	旱魃	稲植付けに困難
6. 8. 29	大風雨	損害甚大
6. 10. 2	大風雨	倒家穀類の損害大
7. 8. 19, 21	大風雨	倒家難破船溺死
9. 9. 13	大風雨	損害大
10. 1. 6	大風	倒家
11. 9. 16, 17	大風雨	洪水、市付近の損害大
13. 9. 15~17	大風雨	損害あり
13. 11. 16	大火	魚町3丁目より出火 類焼103軒死傷6人
17. 8. 25	大風	市内の倒家8半潰家7 大可賀堤防決壊、溺死者 53人家屋流失49戸
18. 6. 7	大雨	洪水、河川耕地に損害
19. 9. 10	大風雨	家屋人畜の被害大
19. 9. 23, 24	大風雨	家屋倒潰人畜被害 石手川氾濫、耕地流失 被害多し
19. 11. 18	大風雨	
20. 10. 22	大風	
21. 7. 22	大風雨	
23. 9. 23	大風雨	
24. 9. 14	大風	
25. 3. 15	大火	南八坂町より出火 50余軒焼失
25. 11. 30	海難	軍艦千島丸、釣島海峡で 衝突沈没、74名死亡
26. 7~ 8	旱魃	井泉の放流
26. 10. 14	大雨	石手川氾濫
28. 8. 22	大風雨	
28. 9. 7	大風雨	
30. 5. 1	海難	第一早水丸、釣島海峡で 衝突沈没、28名溺死
31. 8. 28	大風	
32. 9. 20	失火	松山監獄署
33. 2. 8	失火	松山衛戍病院焼失
34. 7. 15	大雨	石手川決壊
38. 6. 2	地震	午後2時40分烈震 家屋・松山紡績煙突倒壊

注：『松山市誌』（大正3年版）“変災年表”より作成、
補充

採に従事して堤やせきの崩壊をくいとめた（市史料集一一）。

二七年二月、内務省は「消防組規則」を制定して消防組の全国的統一を図り、消防組の設置は府県知事、維持管理責任は市町村、指揮監督権は警部長・警察署長とした。愛媛県知事は、五月に松山市をはじめ道後湯之町・三津浜町などに公設消防組の設置を指令した。これを機に市消防組は一組四部制（詰所―久保町・魚の棚・札の辻・一万）に改組され、消防夫の定数が一六〇人に増員された。

海難では、二五年一月三〇日、帝国海軍の新鋭艦千島が釣島海峡を航行中にイギリス汽船ラベンナ号と衝突

沈没、千島乗員九〇名のうち七四名が死亡した。この事故は、その惨状とともにイギリス領事裁判権下の海難審判をめぐる国際問題化する事件に発展した。三〇年五月一日には、同じ釣島海峡で芸予定期航路木造汽船第一早速丸が韓国汽船漢城丸と衝突沈没した。この事故で、第一早速丸の乗員・乗客八六名のうち二八名が溺死した。